

2 河川法

[河川管理者以外の者が行う工事の承認、流水・土地の占有の許可等]

<p>法の趣旨</p>	<p>河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進する。</p>
<p>許可の必要な行為</p>	<p>河川区域において、次の行為を行う場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (第20条承認) 河川管理者以外の者が河川工事または河川の維持を行う。 2 (第23条許可) 河川の流水を占用する。 3 (第24条許可) 土地を占用する。 4 (第25条許可) 土石を採取する。 5 (第26条第1項許可) 工作物を新築、改築、又は除却する。 6 (第27条許可) 土地の掘削、盛土若しくは切土その他、土地の形状の変更、又は竹木の栽植若しくは伐採を行う。
<p>許可等の必要な区域</p>	<p>(河川区域モデル)</p> <p>堤 外 地</p> <p>堤防敷 (2号区域)</p> <p>低水路 (1号区域)</p> <p>高水敷 (3号区域)</p> <p>高水敷 (3号区域)</p>

	<p>河川区域（法第6条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 河状を呈している土地の区域（1号区域） 2 河川管理施設の敷地である土地の区域（2号区域） 3 堤外の土地の区域のうち1号区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域（3号区域） <p>ただし、第24条の許可は、河川管理者が権原を有する土地（官地）に限る。</p>										
許可（承認）権者	<p>知事</p> <p>ただし、次に掲げることは建設事務所長に委任されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第20条（河川の付替えに係るものを除く。） 2 第24条（高速道路橋及び鉄道橋の新築及び改築に係る許可並びに水利使用に関する堰、揚水機場等の工作物に係る許可を除く。） 3 第25条 4 第26条第1項（高速道路橋及び鉄道橋並びに水利使用に関する堰、揚水機場等の工作物に係る許可を除く。） 5 第27条第1項 										
担当機関	<p>本庁 土木部 河川計画課</p> <p>出先 建設事務所総務部行政課（南会津建設事務所は総務部総務課） 土木事務所 総務課</p>										
<p>手続 フローチャート</p>	<pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[建設事務所] B -- 認可 / 承認 --> A B -- 進達 --> C[河川計画課] C -- 經由 --> B C -- 許可 --> A </pre>										
備考	<p>河川管理者</p> <table border="0"> <tr> <td>一級河川</td> <td>指定区間外</td> <td>国土交通大臣</td> </tr> <tr> <td>(国土交通大臣)</td> <td>指定区間</td> <td>都道府県知事（管理の一部を委任）</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>二級河川</td> <td>都道府県知事</td> </tr> <tr> <td>準用河川</td> <td>市町村</td> </tr> </table>	一級河川	指定区間外	国土交通大臣	(国土交通大臣)	指定区間	都道府県知事（管理の一部を委任）	二級河川	都道府県知事	準用河川	市町村
一級河川	指定区間外	国土交通大臣									
(国土交通大臣)	指定区間	都道府県知事（管理の一部を委任）									
二級河川	都道府県知事										
準用河川	市町村										